

社会福祉法人須坂市社会福祉協議会 備品貸出要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、行政・自治会及び福祉団体等が地域福祉活動の推進を図るため須坂市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が保有する備品を無料で貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出備品)

第2条 貸出を行う備品は別表のとおりとする。

(貸出対象)

第3条 次の各号のいずれかに該当する団体等が、非営利の社会貢献活動を行なう場合に貸出しの対象とする。

- (1) 行政機関
- (2) 市内自治会
- (3) 市内小・中・高等学校
- (4) 福祉活動を目的とした講習会等の実施団体
- (5) その他会長が必要と認めた者

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則1週間以内とし、備品の使用が終わったときは、使用者は現状に復して返却しなければならない。

(管理)

第5条 使用者は備品を善良に管理するものとする。なお、使用者は、備品を他の目的に利用し、若しくは他に転貸し、交換し、担保に供してはならない。

(申請)

第6条 備品の貸出を受けようとする者は、備品貸出申請書(様式1)を本会に提出し承諾を得るものとする。

(負担)

第7条 備品の使用に際し必要な電池などの消耗品は、使用者の負担とする。

- 2 使用者は、備品に損害を生じさせたときは、修繕その他賠償の責めを負わなければならない。

(事故責任)

第8条 備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。